

保管除染土の撤去・運搬について

平成30年の記録

(一社) 福島県造園建設業協会

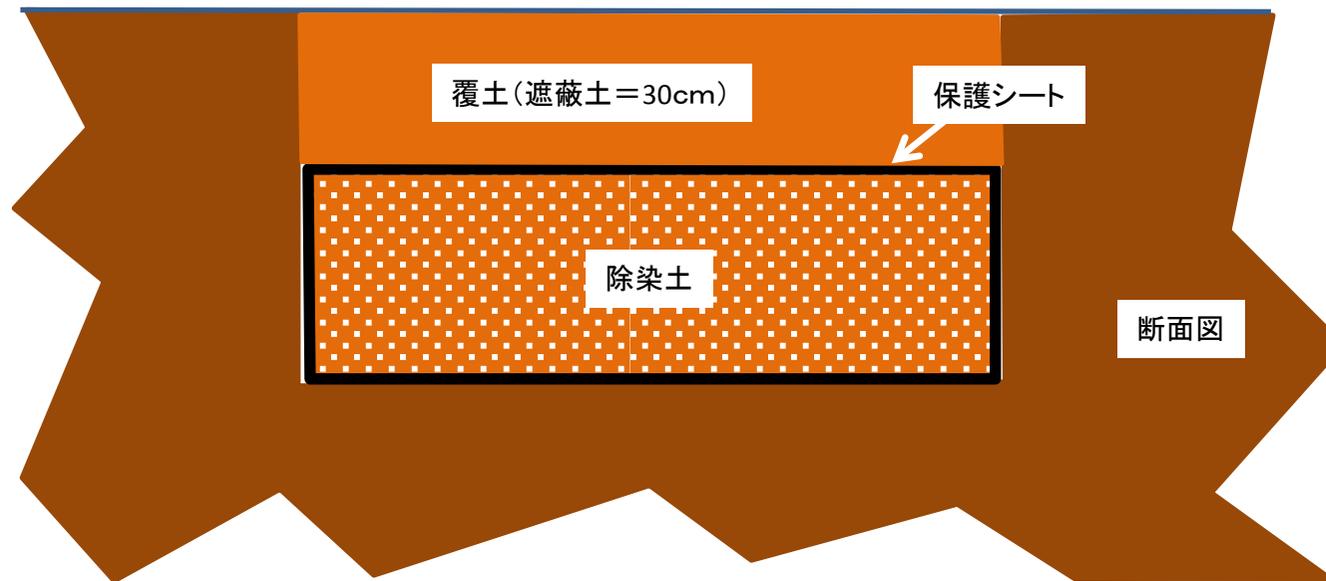
当協会会員による除染土の撤去・運搬についてご紹介します。

今後の皆様の除染作業の参考になれば幸いです。

一般住宅地の除染土の運搬例の紹介

- 郡山市内の一般住宅地からの例
一般住宅地内に地下保管された除染土の撤去運搬

一般住宅地においては、宅地内で発生した除染土は、下図のように宅地内の空き地に保護シートで覆い埋められ、その上を汚染されていない山砂などで覆土した状態で保管されている。



今回、この除染土を掘り起こし、中間貯蔵施設に運搬する。そして、掘り起こした跡は、汚染されていない土で埋戻し、事故前の状態に戻すことが目的です。

1 施工前の状態（この地下に、汚染土が埋設されている）



2 空間線量測定（H=1cm、1m）



3 表土（今回は表面の砂利）を剥ぎ取り、仮置きする。



4 覆土（遮蔽土）H=30cmを掘削し仮置きする。覆土掘削完了。



5 汚染土上部の保護シートを開く。



6 汚染土を重機を使って掘削し、フレコンバッグ収納。



7 フレコンバッグを積込場に集約し、後日、中間貯蔵施設に運搬する。



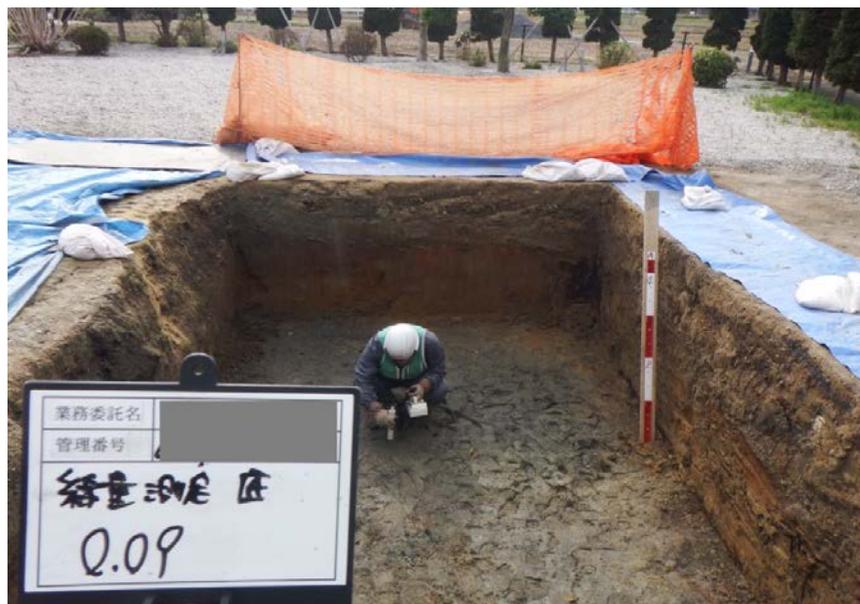
8 除染土掘削撤去完了



9 保護シートの撤去し、産業廃棄物処分を行う。



10 埋戻し前の空間線量測定 (H=1cm、1m)



11 埋戻し転圧（1層目・・・3層目・・・5層目（埋戻し完了））



(3層目)



(5層目)



12 表土 (砂利) 敷均し



13 除染土撤去完了



14 完了後の空間線量測定 (H=1cm、1m)

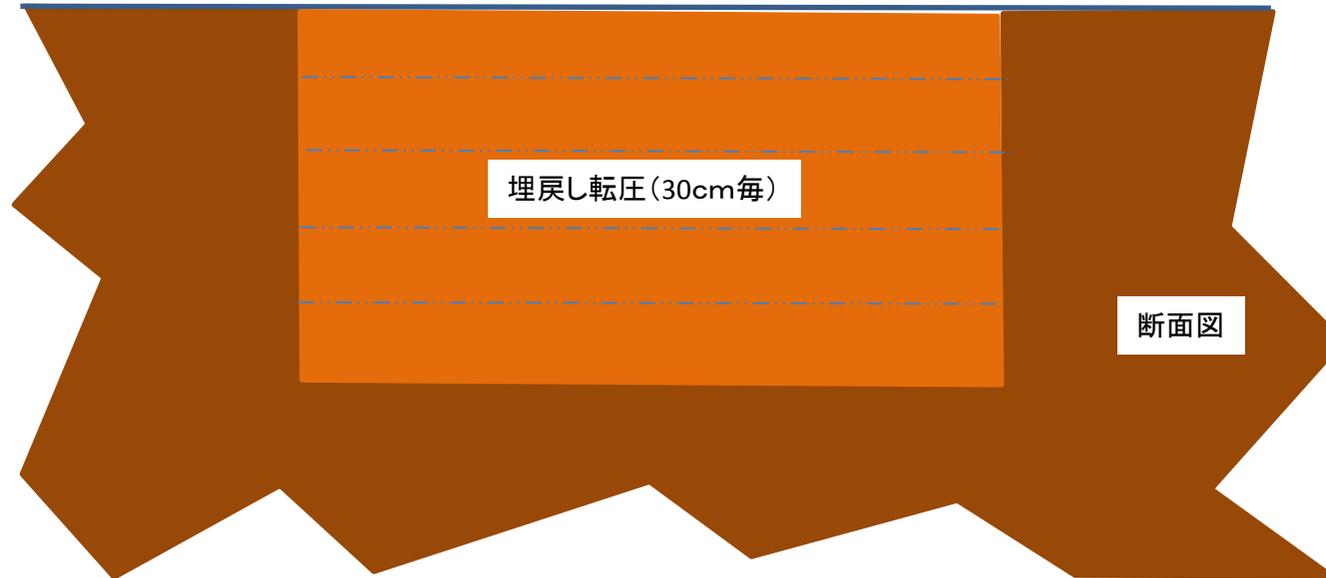


工事前と工事後の空間線量変化

	工事前	工事後
H=1cm	0.17 μ S/H	0.14 μ S/H
H=1m	0.13 μ S/H	0.14 μ S/H

上記データより、除染土の地中保管中と撤去後はほとんどない。

完了イメージ



以上のような方法で、一般住宅地を原発事故前の状態に戻す工事が行われています。また、仮置場から中間貯蔵施設への搬入も行われており、住宅地周辺からの除染土の撤去も徐々に行われています。

- ・最後に、現在、進められている「ため池除染」について

「ため池除染」の現場で、聞き取りした内容を記します。参考になれば幸いです。

水を貯めた状態での「ため池除染」の方法を簡単に説明しますと、

- 1 池の底の泥を筒状の機器で採取し、放射性物質（セシウム）の濃度を測定し、その分布図作る。（※）
- 2 その分布図から、除染をする場所を特定する。
- 3 その場所に、栈橋状のものを張出し、又は特殊な船を浮かべパイプやホースを用いて、泥を吸引して陸上の分離機に送る。
- 4 泥と水を分離する。泥は脱水しフレコンバッグに収納し、残った水はため池に戻す。このようにして、放射性物質を含む泥を撤去するものです。

※ 従来の方法では、泥を採取して測定するので時間がかかるため、日本原子力研究開発機構は船から測定器を沼底に降ろし、直接測定する方法が開発したと報道されました。今後の除染の効率化と時間の短縮に期待するところです。

作業現場の様子



まだまだ、福島県の農作物に対する風評は良いものではありません。福島県の農業回復と県産品の販売拡大のために、除染を進め、その結果をPRしていこうではありませんか。

以上